

2026年 9 月 4 日

九州電力株式会社

## 玄海原子力発電所操業差止訴訟の第56回口頭弁論が行われました

— 本日をもって審理終結 —

本件は、玄海原子力発電所 1 ～ 4 号機の操業の差止等を求めて、当社と国を相手として第 1 次（2012年 1 月 31 日）から第 51 次（2025年 5 月 8 日）にわたり、提訴されたものです。

本日、佐賀地方裁判所において標記の口頭弁論が行われ、当社は別紙のとおり、本訴訟におけるこれまでの主張をまとめた準備書面を提出しました。その中で当社は、玄海原子力発電所の安全性は十分に確保されており、原告らの人格権を侵害するような重大な事故が発生する具体的危険性がないことを改めて主張しました。

なお、本日をもって審理は終結し、判決言渡し日が2027年 3 月 5 日（金）に指定されました。

今後とも、原子力発電所の安全性等についてご理解いただけるよう、引き続き努力してまいります。

以 上